



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

異性間暴力を防止しよう!!

①配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、②セクシュアル・ハラスメント、③ストーカー行為、性犯罪、売買春などの行為は被害者の人権を著しく侵害するものです。最近では、高校生や大学生などの若者を含む恋人同士の間で起こるデートDVも深刻な問題となっています。これらの行為は加害者と被害者の間柄や性別を問わず、決して許されるものではありません。

また、これらの被害を受けていても「家庭内のことだから…」、「個人的なことだし…」と誰にも相談できずに苦しんでいる方も多いのではないのでしょうか。もし、自分が被害を受けていたらあるいは知り合いの人から相談されたら、迷わず専門の相談機関にご相談ください。

1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

DVとは、夫婦や元夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）者どうしの中で振るわれる暴力のことです。

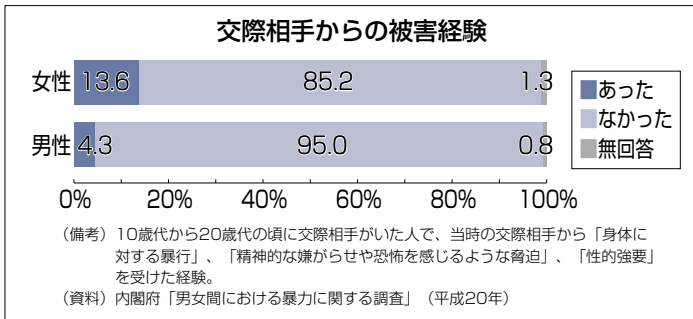
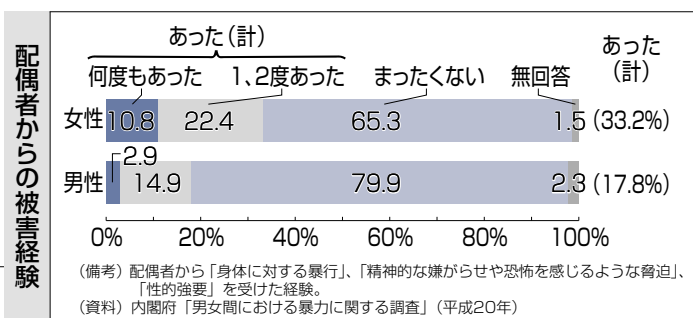
*「児童虐待防止法」では、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待にあたりとされています。

◆暴力の種類（例）

- **身体的暴力** 殴る、ける、たたく、髪をひっぱるなど身体に直接加えられる。
- **精神的暴力** 相手を繰り返し批判したり、否定的なことを言う。すぐ不機嫌になり、どなったり無視するなど、相手の心を傷つける言動を繰り返す。
- **性的暴力** 望まない性的行為を強要したり、見たくないのに、ポルノ雑誌を無理やり見せるなどする。
- **経済的暴力** 生活費を渡さない、働いて得たお金を取り上げるなど、経済的に身動きできない状況にする。

*デートDV

高校生や大学生などの若者を含む恋人同士の間でも、夫婦間におけるドメスティック・バイオレンス（DV）と同様の暴力が起っています。DVが起こる背景には、親密になった相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せずに、自分の考えや価値観を一方向的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にあるとされています。また、デートDVは恋愛関係にあるため周りも本人も被害に気がつきにくく、深刻化することがあります。



◆相談先 *迷わず身近な相談機関にご相談ください！（DV以外の相談も受け付けています。）

	名称	日時	場所	受付
朝霞市 *面接	女性総合相談	毎週木曜日 *祝日の場合はその前日 午前10時～午後3時	市役所1階 市民相談室	先着順 予約不要 人権庶務課 内2255 ☎463-2697 (直通)
	人権相談	毎月第1月曜日 午後1時～4時 *日程、会場の変更あり		先着順 予約不要 人権庶務課 内2362 ☎463-1738 (直通)
埼玉県 *電話	婦人相談センター DV 相談	月～土曜日 午前9時30分～午後8時30分 日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時	—	☎048-863-6060 (※DV 専門相談)
	WithYou さいたま 相談事業	月～土曜日 午前10時～午後8時30分 *祝日・第3木曜日を除く	—	☎048-600-3800 面接相談、専門相談は予約制
警察	朝霞警察署	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	生活安全課	☎465-0110 ※緊急時は夜間対応
	犯罪被害ホットライン	月～金曜日*祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	—	☎0120-381858
	けいさつ総合相談センター 相談事業	月～金曜日*祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	—	☎048-822-9110 または、#9110
法務局 *電話	女性の人権ホットライン	月～金曜日*祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分	—	☎0570-070-810

DV 相談ナビ【☎0570-0-55210】最寄りの DV 相談窓口を紹介します。

2 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の気持ちを無視して性的意味合いをもつ行為を行ったり、発言したりすることです。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、「対価型」と「環境型」があります。

対価型セクシュアル・ハラスメント

労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応（拒否や抵抗）により、その労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けることです。

例) 事務所内において事業主が労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、その労働者を解雇した。

環境型セクシュアル・ハラスメント

労働者の意に反する性的な言動等により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなどその労働者が就業するうえで見過ごすことのできない程度の支障が生じることです。

例) 労働者が抗議をしているにもかかわらず、事務所内にヌードポスターを掲示しているため、その労働者が苦痛を感じて業務に専念できない。

セクシュアル・ハラスメント相談

埼玉労働局雇用均等室

☎048-600-6210

相談日：月～金曜日

午前8時30分～午後5時

* 祝日を除く

男女平等苦情処理委員を ご利用ください

市では、朝霞市男女平等推進条例に基づき、男女平等苦情処理委員2人を委嘱しています。女性への暴力、セクシュアル・ハラスメントなど男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合や、社会的な慣行等により差別的取り扱いを受けた場合に苦情の申し出をすることができます。

詳しくは、市内各公共施設に備え置いている男女平等苦情処理委員パンフレット（苦情申出書付き）または市ホームページをご覧ください。ただか、お問い合わせください。

問/人権庶務課 内2255 ☎463-2697

3 ストーカー行為

ストーカー行為とは、特定の人に対し、嫌がっているにもかかわらず、繰り返し「つきまとう」、「待ち伏せる」、「無言の電話をかける」、「名誉を傷つけることを言う」などの行為を行うことです。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では、被害者に対する援助等やこのような行為を行った者に対する罰則を設けています。

■ 規制の対象となる行為⇒「つきまとい等」*1、「ストーカー行為」*2

*1 「つきまとい等」

ストーカー規制法に基づき、特定の人に対する恋愛感情等やそれが満たされなかったことに対する恨みなどの気持ちにより、その特定の人やその家族などに対して行う次の①～⑧までの行為を「つきまとい等」と規定しています。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | ⑤ 無言電話、連続した電話やファクシミリ |
| ② 監視していると告げる行為 | ⑥ 汚物などの送付 |
| ③ 面会・交際の要求 | ⑦ 名誉を傷つける |
| ④ 乱暴な言動 | ⑧ 性的しゅう恥心の侵害 |

*2 「ストーカー行為」

特定の人に対して、「つきまとい等」を繰り返し行うことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。

このようなストーカー被害についての相談は、最寄りの警察署へ